

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 説明資料

### 大学ファンドについて

令和3年7月28日

財務省理財局

## <目 次>

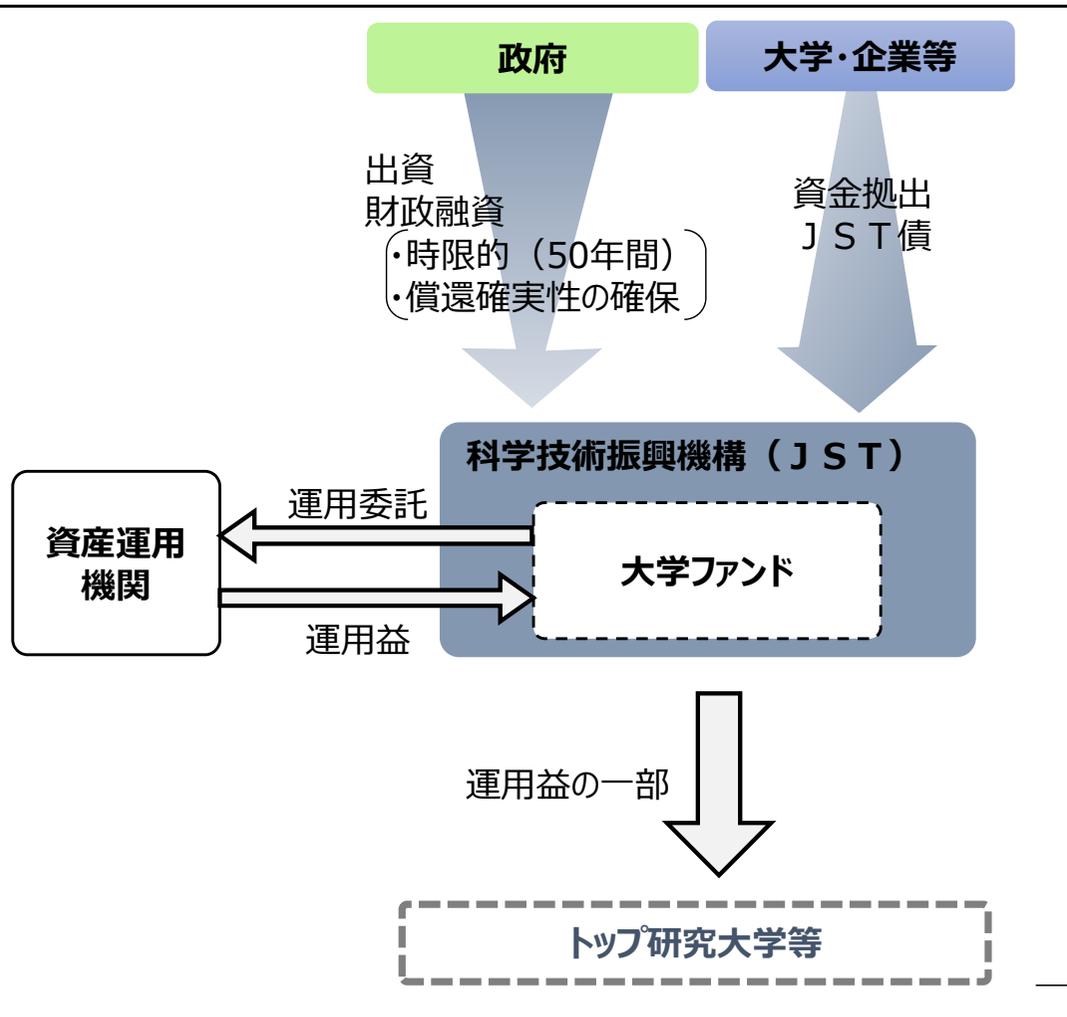
- 1 大学ファンドの概要とこれまでの経緯
  - (1) 大学ファンドの概要
  - (2) これまでの経緯
  - (3) 経済財政運営と改革の基本方針2021（抜粋）
  
- 2 論点
  - (1) 大学ファンドの運営方法
  - (2) 大学ファンドの運営方法（今後の進め方）

- 1 大学ファンドの概要とこれまでの経緯
  - (1) 大学ファンドの概要
  - (2) これまでの経緯
  - (3) 経済財政運営と改革の基本方針2021（抜粋）
  
- 2 論点
  - (1) 大学ファンドの運営方法
  - (2) 大学ファンドの運営方法（今後の進め方）

# 1.(1)大学ファンドの概要

- 大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設等の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、イノベーション・エコシステムを構築する。
- 運用原資として、一般会計出資金5,000億円(2年度3次補正)と財政融資資金4兆円(3年度)を措置。
- (国研)科学技術振興機構法を改正して、市場運用及び資金交付に係る業務を追加。

## ■ 事業スキーム



## 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(抄) (令和2年12月8日閣議決定)

10兆円規模の大学ファンドを創設<sup>※1</sup>し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーション・エコシステムを構築する。本ファンドへの参画に当たっては、自律した経営、責任あるガバナンス、外部資金の獲得増等の大学改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求めるとともに、関連する既存事業の見直しを図る。**本ファンドの原資は、当面、財政融資資金を含む国の資金を活用しつつ、参画大学や民間の資金を順次拡大し、将来的には参画大学が自らの資金で基金の運用を行うことを目指す。**財政融資資金については、**ファンドの自立を促すための時限的な活用**とし、市場への影響を勘案しながら順次償還を行う。安全かつ効率的に運用し、**償還確実性を確保するための仕組み**<sup>※2</sup>を設ける。

※1 大学改革の制度設計等を踏まえつつ、早期に10兆円規模のファンドの実現を図る。

※2 適時開示の趣旨を踏まえ、運用状況を適切な頻度で検証する態勢を整備し、運用状況が一定の間、一定程度を下回る場合には、運用の停止や繰上償還等を含め、運用の見直し等を行う旨を法律に規定するなど、所要の措置を講ずる。

財政融資の償還確実性を確保するための仕組み等について、**法定化**するなど実効性を確保

## 1.(1) 大学ファンドの概要:(国研)改正科学技術振興機構法に規定された主な事項

### (1) 資金運用に関する体制整備等

- ✓ 安全かつ効率的な運用のための**基本指針(文科大臣策定)・基本方針(JST策定)**等の整備 [※]  
(運用ポートフォリオ等の投資運用の方針、助成配分の方針等)
- ✓ 資金運用のための**長期借入金・債券の発行認可、償還計画の策定** [※]
- ✓ **資金運用方法の見直し**に関する文科大臣による要求
- ✓ 金融・資産運用等に精通した**運用業務担当理事**、運用の実施状況を監視する**運用・監視委員会の設置**

### (2) 財政融資資金法の特例

- ✓ **財政融資資金法第10条の特例規定**を措置(民間出資がある場合にも財政融資資金の貸付を許容)
- ✓ **50年間(令和3年度～令和52年度)の時限的な活用** (実際には40年貸・元金均等償還(元金20年据置))
- ✓ 基本指針及び償還計画に、**財政融資資金の確実な償還のための事項及び計画**を定める [※]

### (参考)独立行政法人通則法の関連規定

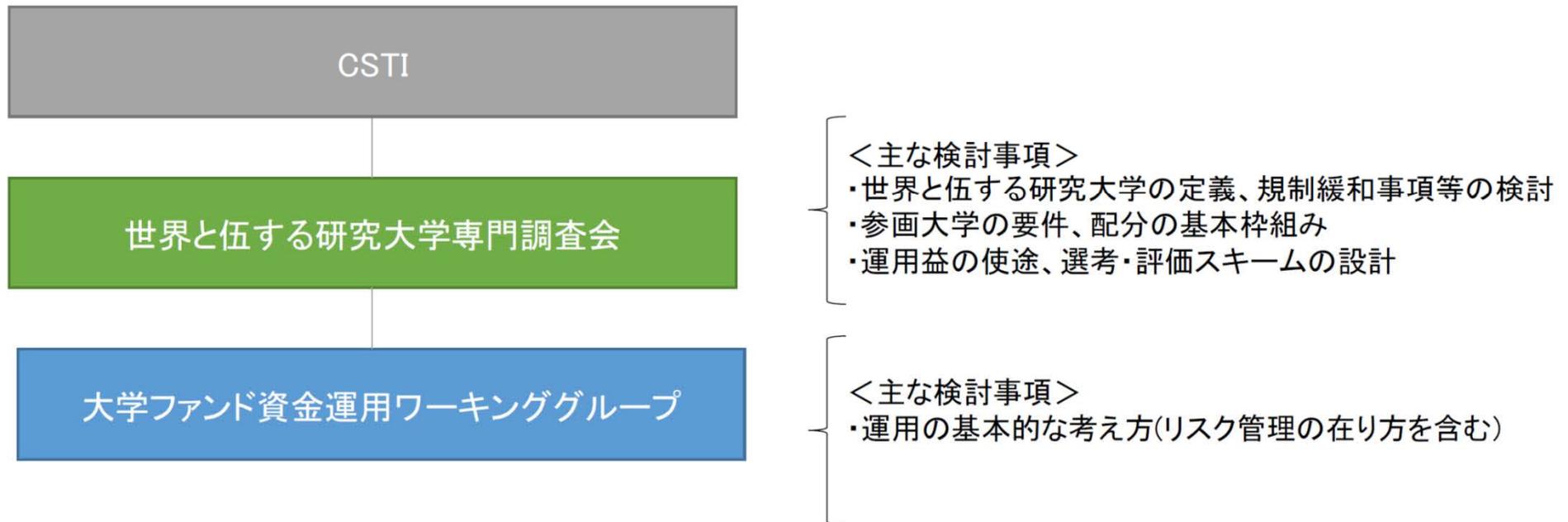
- ✓ **毎事業年度の利益処分**(過年度の繰越欠損を埋めてなお生じる残余の一部を大学への助成配分に充当)[※]  
⇒ 運用原資は大学支援のために取り崩さず、財政融資資金は順次償還

※は財務大臣協議の対象

## 1.(2) 大学ファンドを巡るこれまでの経緯①(検討体制)

(出所)「世界と伍する研究大学専門調査会」資料より抜粋

- 大学ファンドの制度検討に当たっては、内閣府CSTIの下に専門調査会(世界と伍する研究大学専門調査会)を設置。
- さらに、同専門調査会の下に、金融・経済等の専門家からなるワーキンググループ(資金運用WG)を設置し、資金運用に係る専門的事項を検討。
- 専門調査会及びWGの運営に当たっては文科省とも連携。



## 1.(2) 大学ファンドを巡るこれまでの経緯②(検討スケジュール)

時期	大学改革(専門調査会) 制度改革案 大学ファンド助成方針、等	ファンド運用(WG) 運用目標 リスク管理の在り方、等	JST組織構築 運用業務担当理事(CIO) スタッフ採用、等
R3年3月	3/16 専門調査会設置	3/24 WG設置	
R3年3～6月			6/1 運用業務担当理事着任
R3年7月	7/27 第7回調査会 <u>中間とりまとめ</u>	7/21 第5回WG <u>最終とりまとめ</u> ⇒今後文科大臣がJSTに対して 定める助成資金運用の基本 指針の素案	
R3年8月以降	・8月以降 専門調査会を再開し、 大学における大学ファンドへの 参画要件や資金使途について 具体的な議論を行う予定  (年内)最終とりまとめ	・「助成資金運用の基本指針」策 定(文科大臣)	・運用・監視委員5名の任命  ・JSTの定める「助成資金運用の 基本方針」の策定  ・運用委託先選定
...			
R4年3月(P)			・運用開始 (財融貸出実行)

# 1.(3) (参考)経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

## ●経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

### 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

#### ～4つの原動力と基盤づくり～

#### 5. 4つの原動力を支える基盤づくり

##### (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

世界トップレベルの研究基盤の構築に向け、本年度中に運用を始める大学ファンドについて、経営と教学の分離の推進、外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる。

- 1 大学ファンドの概要とこれまでの経緯
  - (1) 大学ファンドの概要
  - (2) これまでの経緯
  - (3) 経済財政運営と改革の基本方針2021（抜粋）
  
- 2 論点
  - (1) 大学ファンドの運営方法
  - (2) 大学ファンドの運営方法（今後の進め方）

## 2. 論点 大学ファンドの運営方法

- 市場運用した運用益をもって研究大学事業を支援するため、一般会計からの出資金5,000億円に加えて、財政融資資金4兆円の有償資金を元本としてファンド運用を開始しようとしているが、具体的にはどのようなファンド運営（リターン目標、運用ポートフォリオ、支援対象となる大学及び事業、支援事業への支出額の年度間平準化策、等）を行うのか。すぐに借入金を毀損するような運営をしようとしていないか。
- 昨年総合経済対策には、「償還確実性を確保するための仕組みを設ける」とあり、改正JST法には、基本指針に「財政融資資金の確実な償還のための事項」を定めるとあるが、「運用状況が一定の間、一定程度を下回る場合」の運用の見直しなど、具体的にはどのような仕組みを定めることとなっているのか。また、財政融資資金の償還原資は何か。
- 運用開始初期には資本バッファの構築に重きを置くなど、安定的なファンド運営を行うための方策を講じることとなっているのか。
- （国研）科学技術振興機構（JST）において、本年6月1日付で運用業務担当理事が着任しているが、実際の大学ファンド運営については、どのような運用体制、ガバナンス体制、リスク管理体制等を具体的にイメージしているか。
- 運用開始後においては、財政融資資金の償還確実性の確保も念頭に、資金運用とリスクテイクの適切かつ適時のモニタリングが必要となるが、どのような頻度でどのように行うのか。また、情報開示の頻度をどうするのか。

## 2. 論点 大学ファンドの運営方法（今後の進め方）

---

### 【今後の進め方】

大学ファンドの運用の基本的な考え方等については、CSTIの下で議論のとりまとめが行われているが、これらを文科大臣の定める助成資金運用の基本指針やJSTの作成する助成資金運用の基本方針の中でどのように盛り込んでいくのかは今後の課題。また、JSTの体制構築も途上である。理財局は引き続き、財政融資資金の貸し手として、これらの状況を確認し、財務協議等の場で議論していく必要がある。

また、運用開始後においても、財政投融资分科会において、大学ファンドの運営状況について報告を受けることとしてはどうか。